

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年5月13日(2021.5.13)

【公開番号】特開2020-189056(P2020-189056A)

【公開日】令和2年11月26日(2020.11.26)

【年通号数】公開・登録公報2020-048

【出願番号】特願2019-97505(P2019-97505)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月30日(2021.3.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

扉枠と、

該扉枠の後に位置する本体枠と、

該本体枠の上方に設けられた遊技球貯留用の球タンクと、

該球タンクの遊技球を下流に導くために前記本体枠の上方に配設されたタンクレールと、  
を有する遊技機において、

前記本体枠は、遊技機正面側から遊技盤が装着可能とされ、前記本体枠を構成する所定の払出ベース部には前記球タンクおよび前記タンクレールが設けられ、

前記払出ベース部と前記タンクレールとの少なくとも前後方向の対向面には、上端が外部に開放された上下方向の隙間を設けてなり、

さらに、前記払出ベース部と前記タンクレールとの少なくとも前後方向の対向面に形成される前記隙間は、前記タンクレールの下方を通じて下端側も外部に開放されるように形成されてなり、

前記払出ベース部は、透明な樹脂で形成されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

しかしながら、従来のタンクレールは、遊技機の不具合回避に際して十分な構成であるとは言えず、改善の余地があった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

本発明は上記に鑑みなされたもので、その目的は、従来とは異なる構成のタンクレールを備えた遊技機を提供することにある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記の目的を達成するため本発明は、

扉枠と、

該扉枠の後に位置する本体枠と、

該本体枠の上方に設けられた遊技球貯留用の球タンクと、

該球タンクの遊技球を下流に導くために前記本体枠の上方に配設されたタンクレールと、  
を有する遊技機において、

前記本体枠は、遊技機正面側から遊技盤が装着可能とされ、前記本体枠を構成する所定の払出ベース部には前記球タンクおよび前記タンクレールが設けられ、

前記払出ベース部と前記タンクレールとの少なくとも前後方向の対向面には、上端が外部に開放された上下方向の隙間を設けてなり、

さらに、前記払出ベース部と前記タンクレールとの少なくとも前後方向の対向面に形成される前記隙間は、前記タンクレールの下方を通じて下端側も外部に開放されるように形成されてなり、

前記払出ベース部は、透明な樹脂で形成されている

ことを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明によれば、従来とは異なる構成のタンクレールを備えた遊技機を提供することができる。